

第3 市町村税の税率採用状況及び不均一課税の実施状況

1 税率の採用状況

個人住民税については、県内において、均等割および所得割ともに40団体が標準税率、1団体で超過税率が採用されており、全国においては、均等割は2団体が標準税率未満を採用し、2団体が超過税率を採用し、所得割は2団体が標準税率未満を採用し、1団体が超過税率を採用している。

法人住民税については、県内において、標準税率採用団体が、均等割で14市12町（63.4%）、法人税割で7市9町（39.0%）となっている。一方、超過税率採用団体は、均等割で15市（36.6%）、法人税割で7市1町（19.5%）であり、全国においては、均等割で388団体（22.6%）、法人税割で781団体（45.5%）となっている。

固定資産税については、県内において、40団体が標準税率、1団体で超過税率を採用している。全国では、152団体（8.8%）が超過税率を採用している。

第1-11表 税率採用状況（令和2年度）

税目	税率	兵庫県				全国					
		市	町	計	構成比 %	市	町村	計	構成比 %		
市町村 民 税	個人	均等割	標準未満	—	—	—	—	2	2	0.1	
			標準	28	12	40	97.6	1,737	1,737	99.8	
			超過	1	—	1	2.4	2	2	0.1	
		所得割	標準未満	—	—	—	—	2	2	0.1	
			標準	28	12	40	97.6	1,738	1,738	99.8	
			超過	1	—	1	2.4	1	1	0.1	
	法人	均等割	標準未満	—	—	—	—	—	1	0.1	
			標準	14	12	26	63.4	573	754	1,327	77.2
			標準超制限未満	—	—	—	—	13	1	14	0.8
			制限	15	—	15	36.6	206	171	377	21.9
			合併による不均一課税	—	—	—	—	—	—	—	—
		法人税割	標準	7	9	16	39.0	154	550	704	41.0
			標準超制限未満	—	1	1	2.4	26	31	57	3.3
			制限	4	—	4	9.8	421	317	738	43.0
			合併による不均一課税	—	—	—	—	—	—	—	—
		資本金等による不均一課税	18	2	20	48.8	191	28	219	12.7	
固定資産税	標準	28	12	40	97.6	707	860	1,567	91.2		
	標準未満	—	—	—	—	—	—	—	—		
	超過	1	—	1	2.4	86	66	152	8.8		
鉱産税	標準	16	10	26	100.0						
	制限	—	—	—	—						
入湯税	標準	24	9	33	97.1						
	標準未満	1	—	1	2.9						
都市計画税	制限	18	3	21	84.0	284	43	327	50.7		
	制限未満	3	1	4	16.0	247	71	318	49.3		

- (注) 1 市町村民税の法人税割及び法人均等割については特別区（東京都23区）を含まない。
 2 固定資産税及び都市計画税については、東京都23区を1市として含む。
 3 「市町村税の税率等に関する調」による。

その他の税目では、鉱産税について、課税団体（16市10町）は全団体において標準税率を採用している。

入湯税については、24市9町で標準税率を採用しており、1団体において標準税率以外（100円）を採用している。

また、都市計画税については、全課税団体（21市4町）中18市3町（84.6%）で制限税率を採用しており、全国では、制限税率採用団体は327団体（50.5%）となっている。（第1-11表）

2 不均一課税の実施状況

令和2年度においては、市町村民税（法人）、固定資産税、入湯税及び都市計画税の税目で次のとおり不均一課税が実施されている。

- ① 法人税割については、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、猪名川町、播磨町の20団体において、中小企業の保護育成のため資本金等の区分により軽減税率を用いている。
- ② 固定資産税については、神戸市、尼崎市、西宮市、洲本市、相生市、伊丹市、豊岡市、宝塚市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、たつの市、猪名川町、多可町、神河町、上郡町、佐用町及び新温泉町の25団体で過疎法、企業立地促進法等に基づいて軽減税率（課税免除、税額の一部免除等）を用いている。
- ③ 入湯税については、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、豊岡市、宝塚市、三木市、川西市、小野市、丹波篠山市、朝来市、市川町、福崎町、佐用町及び香美町の16団体において軽減税率（日帰り分の軽減等）を用いている。
- ④ 都市計画税については、神戸市、西宮市、三田市の3団体で企業立地促進等のため軽減税率（課税免除、税額の一部免除等）を用いている。